

大阪府済生会富田林病院建設事業
入札実施要項書

平成29年10月

社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部大阪府済生会

目次

第1	入札実施要項書の位置づけ	3
第2	本事業の概要	3
1	本事業の概要	3
2	業務内容	4
3	業務期間	4
4	予定価格	5
第3	設計施工者の募集等に関する事項	5
1	設計施工者の募集及び選定の方法	5
2	本事業の設計及び施工に関する要求水準等	5
第4	入札参加に関する条件等	5
1	入札参加者の構成等	5
2	入札参加者の参加資格要件	5
3	入札参加者の業務遂行能力に関する参加資格要件	7
4	単体企業、代表企業、共同企業体の構成員の資格喪失	9
第5	入札手続等について	9
1	入札のスケジュール	9
2	入札実施要項書等のお問い合わせ先	10
3	入札実施要項書等の配布方法	10
4	入札実施要項書等に関する質問の受付及び回答の公表	11
5	参加表明書及び参加資格確認申請書の提出方法	11
6	第一次審査（資格審査・実績審査）結果の通知	11
7	参加資格なしとされた場合の説明受付	12
8	設計図書等の配布	12
9	現地確認会	12
10	設計図書等（技術提案書作成・VE提案）に関する質問の受付及び回答の公表	13
11	VE提案書の提出	13

1 2	VE提案書についての対話	14
1 3	VE提案についての採否の回答	14
1 4	技術提案書の提出	15
1 5	入札書の提出	15
1 6	プレゼンテーション及びヒアリング	15
1 7	開札	16
1 8	落札者の決定	16
1 9	入札手続きにおける留意事項	16
第6	審査及び落札者の決定に関する事項	17
1	落札者の決定方式	17
2	審査主体	17
3	落札者の決定の手順	18
4	落札者を選定しない場合の措置	19
第7	契約に関する事項について	19
1	契約手続きに関する事項	19
2	設計施工者の権利義務に関する制限	19
3	発注者と設計施工者の責任分担	19
4	保険	19
5	支払い方法	20
第8	事業実施に関する事項	20
1	事業期間中の設計施工者と本会との関わり	20
2	事業の実施状況のモニタリング	20
3	契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
4	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
第9	その他に関する事項	21
1	参加資格の喪失	22
2	事業協議会の設置	22
3	情報公開及び情報提供	22

第1 入札実施要項書の位置づけ

大阪府済生会富田林病院建設事業入札実施要項書（以下、「入札実施要項書」という。）は、社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部大阪府済生会（以下、「本会」という。）が「大阪府済生会富田林病院建設事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業への入札を希望するもの（以下「入札参加者」という）に交付するものである。添付の要求水準書、落札者決定基準、技術提案書作成要領、様式集は入札実施要項書と一体のものであり、契約書（案）は参考として提示するものである。入札実施要項書と要求水準書との間に異なる点がある場合の優先順位は、入札実施要項書、要求水準書の順とする。また、入札実施要項書に記載のない事項については、済生会が定めた規程・要綱等によるものとする。本事業の設計施工者として、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、病院の設計及び建設に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するための一連の入札手続きについて示すものである。

第2 本事業の概要

1 本事業の概要

- (1) 発注者 社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部大阪府済生会支部長 岡上 武
- (2) 業務名称 大阪府済生会富田林病院建設事業
- (3) 工事場所 大阪府富田林市向陽台1-3-36 ほか
- (4) 建築面積 7,024㎡
- (5) 延床面積 23,611㎡
- (6) 用途 病院（260床）
- (7) 構造・規模等

名称	構造・階数	延べ面積（㎡）
新病院本館	鉄骨造（免震） 6階、地下1階	21,891㎡
マニホール棟	鉄筋コンクリート造（耐震） 地上1階	120㎡
血液浄化センター棟	軽量鉄骨（耐震）、地上2階	1,040㎡
健診センター棟（改修）	軽量鉄骨、地上1階	556㎡
解体	既存病院、血液浄化センター、看護師宿舎棟等	
外構	側溝・駐車場・通路・駐輪場・植栽等	

※その他、詳細については基本設計図書を参照

2 業務内容

(1) 実施設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 実施設計業務
- ウ 実施設計に伴う各種申請業務

(2) 建設工事

- ア 建設工事
- イ 建設工事に伴う近隣対策業務
- ウ 建設工事に伴う各種許認可申請、行政手続き等

(3) セルフモニタリング業務

(4) その他、上記業務内容を実施するために必要となる関連業務

※業務の詳細は、「添付資料1 要求水準書」を参照のこと。

3 業務期間

本事業の設計施工期間は、契約締結の日（平成30年1月下旬を予定）から平成33年10月下旬を最終期限とする。

なお、設計施工者の提案により、完成時期（引渡し時期）を早めることが可能であり、本会との協議により確定するものとする。

実施設計 (積算・価格調整期間含む)	平成30年2月初旬～平成30年12月下旬	11か月
準備工事 ・血液浄化センター棟 建設 ・看護師宿舎解体 ・駐車場整備 ・血液浄化センター (既存) 解体	平成30年2月初旬～平成30年12月下旬	11か月
I期工事(病院本館)	平成31年1月初旬～平成32年8月下旬	20か月
移転準備期間	平成32年9月初旬～平成32年11月下旬 (平成32年12月初旬 新病院一部供用開始)	3か月
既存病院解体・外構工事 ・老人ホーム宿舎解体	平成32年12月初旬～平成33年10月下旬	11か月
II期工事 (健診センター棟)	平成33年3月初旬～平成33年10月下旬	8か月
供用開始日 (グランドオープン)	平成33年10月下旬(予定)	

4 予定価格

予定価格① 金9,000,000,000 (消費税8%を含む)

(実施設計費、新病院建設)

予定価格② 金700,000,000 (消費税8%を含む)

(解体設計費、既存病院解体、血液浄化センター(既存)解体、看護師宿舍棟等解体)

第3 設計施工者の募集等に関する事項

1 設計施工者の募集及び選定の方法

発注方式はデザインビルド方式とする。

本事業は一般競争入札(総合評価落札方式)によって設計施工者を決定する。

2 本事業の設計及び施工に関する要求水準等

本事業を実施する上で、設計施工者が実施すべき業務及び内容は、「添付資料1 要求水準書」として提示する。

第4 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者の構成は、建設工事を担当する企業(以下「建設企業」という)が第4.3.(1)の設計業務の参加資格を持つ単体企業又は、建設企業と設計業務を担当する企業(以下「設計企業」という)で構成される企業体(以下「共同企業体」という)とする。
- (2) 共同企業体の代表企業(単体企業の場合も建設企業を「代表企業」という)は、建設企業とし設計企業を協力企業とする。
- (3) 協力企業の変更は原則として認めない。
- (4) 入札参加者は、参加表明書等提出の際に代表企業及び構成員及び担当分野を明記し、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこととする。
- (5) 代表企業及び共同企業体の構成員は、本事業の入札に参加しようとする他の共同企業体の代表企業及び構成員として参加してはならない。

2 入札参加者の参加資格要件

入札参加者(代表企業及び共同企業体の構成員)は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、大阪府及び富田林市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと。
- (6) 清算中の株式会社である設計施工者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係にある者（従業員を含む）でないこと。
- (10) 建設事業（デザインビルド方式）の設計施工者選定に係る審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員が属する組織、若しくは企業またはその組織、若しくは企業と資本面又は人事面において関係がない者であること。
審査委員会の委員は、「落札者決定基準」を参照すること。
なお、本書において、「資本面において関係がある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- (11) 本事業に係るコンストラクションマネジメント業務に関与している株式会社プラスPM（その協力企業を含む）、若しくは、この企業と資本面又は人事面において関係がない者であること。
- (12) 本事業に係る基本設計業務に関与している株式会社梓設計（その協力企業を含む）、若しくは、この企業と資本面又は人事面において関係がない者であること。
- (13) 日本医療福祉建築協会の会員業者であること。
- (14) 本プロジェクトを統括的に管理する者として、統括代理人を専任で配置すること。
統括代理人は、管理技術者又は、現場代理人を兼務してもよい。但し、代表企業

から直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

3 入札参加者の業務遂行能力に関する参加資格要件

入札参加者（代表企業及び共同企業体の構成員）は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。なお、本項における専任とは、法令に特段の定めがあるものを除き、専ら本事業の工期中、継続して本事業に関する業務に従事するものとし、止むを得ない事由の他は他の者と交代しないことをいう。

(1) 本事業の設計業務を行う者（代表企業又は協力企業）

- ア 大阪府又は富田林市の「平成29・30年度建設工事競争入札参加資格」又は「平成29年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格」を有し、府または市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ウ 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に、250床以上の病院の新築、増築、改築に係る工事の実設計業務を完了した実績があること。ただし、増築は増築部分が250床以上の病棟を含むものとする。
- エ 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に、延べ面積20,000㎡（1棟）以上の免震構造を有する建築物の新築、増築、改築に係る工事の実設計業務を完了した実績があること。ただし、増築は増築部分の面積が20,000㎡（1棟）以上のものとする。
- オ 管理技術者として、一級建築士の資格を有するものを専任で配置すること。なお、配置する技術者はウ及びエの実績を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- カ 建築意匠設計担当者として、一級建築士の資格を有するものを専任で配置すること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- キ 建築構造設計担当者として、構造設計一級建築士の資格を有するものを専任で配置すること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- ク 電気設備設計担当者として、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有するものを専任で配置すること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- ケ 機械設備設計担当者として、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有するものを専任で配置すること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用

関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

- コ 設計業務を行う構成員は、少なくとも1者はアからエのすべての要件を満たし、その他の者はア及びイの要件を満たすこと。

(2) 本事業の施工業務を行う者（代表企業）

- ア 大阪府又は富田林市の「平成29・30年度建設工事競争入札参加資格」を有し、府または市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事にかかる特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の「建設工事の種類」「建築一式」の「総合評定値（P）」が1,700点以上（有効期限があるものに限る）であること。
- エ 本事業にかかる建設業法第26条第1項に規定する監理技術者または主任技術者を専任で配置すること。なお、配置する監理技術者または主任技術者は、一級建築施工管理技士または一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得し、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- オ 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に、250床以上の病院の新築、増築、改築に係る工事を完了した実績があること。ただし、増築は増築部分が250床以上の病棟を含むものとする。
- カ 平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に、延べ面積20,000㎡（1棟）以上の免震構造を有する建築物の新築、増築、改築に係る工事を完了した実績があること。ただし、増築は増築部分の面積が20,000㎡（1棟）以上のものとする。
- キ 共同企業体の代表企業は、現場代理人として、オの実績有し、一級建築施工管理技士または、一級建築士の資格を有するものを、病院本体施工期間において、専任で配置する事が出来ること。なお配置する技術者は直接的な雇用関係を有する者で、参加表明提出日において雇用期間が3カ月以上経過している者に限る。
- ク 共同企業体の代表企業が専任で配置する監理技術者はオ又はカの実績を有すること。なお配置する技術者は直接的な雇用関係を有する者で、参加表明提出日において雇用期間が3カ月以上経過している者に限る。
- ケ 建築施工担当者として、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有するものを、専任で配置すること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用

関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

- コ 電気設備施工担当者として、一級電気工事施工管理技士、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有するものを施工期間中、専任で配置すること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- サ 機械設備施工担当者として、一級管工事施工管理技士、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有するものを施工期間中、専任で配置すること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。
- シ 現場代理人及び監理技術者の実績のうち、オ及びカの実績がそれぞれ1件以上含まれていること。

4 単体企業、代表企業、共同企業体の構成員の資格喪失

- (1) 参加資格確認基準日は、参加表明書受付日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、単体企業または共同企業体の代表企業及び共同企業体の構成員が参加資格を欠くに至った場合、当該単体企業または共同企業体は入札に参加できない。
- (3) 開札日翌日から契約日までの間、落札者である単体企業または共同企業体の代表企業及び共同企業体の構成員が参加資格を欠くに至った場合、発注者は単体企業または、共同企業体と契約を締結しない。この場合、本会は落札者に対して一切の費用負担を負わない。

第5 入札手続等について

1 入札のスケジュール

入札のスケジュールは次のとおりとする。

平成29年10月2日(月)	公告、入札実施要項書等配布、質疑受付開始
平成29年10月4日(水)	落札者決定基準の配布
平成29年10月6日(金)	入札参加要項等に関する質疑締切
平成29年10月13日(金)	入札参加要項等に関する質疑回答
平成29年10月18日(水)	入札参加申請書等の提出期限
平成29年10月23日(月)	参加資格確認結果通知、
平成29年10月25日(水)	設計図書等の配布、質疑受付開始
平成29年10月30日(月)	現地確認会

平成29年11月2日(木)	設計図書等に関する質疑締切
平成29年11月9日(木)	設計図書等に関する質疑回答
平成29年12月5日(火)	VE提案の提出
平成29年12月12日(火)、13日(水)	VE対話ヒアリング
平成29年12月20日(水)	VE採否回答
平成30年1月9日(火)～ 平成30年1月16日(火)	技術提案書受付
平成30年1月22日(月)	入札書の提出・プレゼンテーション・開札
平成30年1月23日(火)	設計施工者の決定(予定)
平成30年1月30日(火)	契約締結(予定)

2 入札実施要項書等のお問い合わせ先

大阪府済生会富田林病院事務局契約購買課(以下「事務局」という)

住所 〒584-0082 大阪府富田林市向陽台1-3-36

電話番号 0721-29-4473

FAX 0721-29-4474

担当 岩瀬吉博・舟橋敏之

メールアドレス soumukanri@tonbyo.org

3 入札実施要項書等の配布方法

- (1) 配布日時：平成29年10月2日(月)～平成29年10月18日(水)
- (2) 配布場所：富田林病院(以下「本院」という。)のホームページよりダウンロードすること。
- (3) 配布書類：配布書類については以下とする。

書類名	
入札実施要項書	1式
要求水準書	1式
落札者決定基準	1式
対話実施要領	1式
技術提案作成要領	1式
プレゼンテーション実施要領	1式
様式集	1式

(3) 留意事項：

- ア 「添付資料2 落札者決定基準」については、平成29年10月4日(水)に、本院ホームページに掲載する。

- イ 「基本設計図書」等を10月25日(水)から、事務局より第5.6の第一次審査通過者に対して電子媒体にて配布する。

4 入札実施要項書等に関する質問の受付及び回答の公表

- (1) 受付期間：平成29年10月2日(月)～平成29年10月6日(金)
- (2) 提出方法：「入札実施要項書等に関する質問提出書(様式4-1,2)」に必要事項及び質問内容を記入の上、電子メールの添付ファイルとして「第5.2入札実施要項書等の問い合わせ先」に送信すること。ファイル形式は、MicrosoftExcel2010で対応可能なものとする。
- (3) 回答日：平成29年10月13日(金)
- (4) 回答方法：質問及びそれに対する回答は、富田林病院(以下「本院」という。)ホームページにて公表する。
- (5) 留意事項
 - ア 質問を行った入札参加者名は、公表しない。
 - イ 意見の表明と解されるものについては、回答しない。

5 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出方法

- (1) 受付期間：平成29年10月2日(金)～平成29年10月18日(水)
(土・日・祝日を除く午前10時から午後3時まで)
※来院時間事前調整のこと。
- (2) 提出場所：大阪府富田林病院建設事業様式集に示した参加表明書(様式1-1～1-3)、参加資格確認申請書(様式2-1～2-6)及び、実績審査確認申請書(様式3-1～3-6)に必要事項を記入の上「第5.2入札実施要項書等の問い合わせ先」まで持参すること。

6 第一次審査(資格審査・実績審査)結果の通知

第一次審査として、資格審査及び実績審査を実施する。

本会は、入札参加者から提出される参加資格確認申請書等の資格確認資料を基に、入札参加者が参加資格を満たしているか否かを確認する。

参加資格を有する入札参加者が多数の場合には、実績審査により上位5社程度に選抜する場合がある。

なお、実績審査の点数は、総合評価の基礎点となる。

※詳細は、「添付資料2 落札者決定基準」を参照のこと。

(1) 結果の通知

第一次審査の結果に基づき、「参加資格確認通知書」を送付する。参加資格確認通知書において、提案候補者として選定された場合には、技術提案書の提出要請を行う。提案

候補者として選定されなかった者（参加資格を確認できない者または、実績審査について上位5社程度に選抜されなかった者）に対しては、その理由を明記し通知する。

(2) 通知日程

第一次審査（資格審査）の結果は、入札参加者の代表企業に対して、平成29年10月23日（月）までに書面により通知する。第一次審査（実績審査）の評価点は総合評価の結果の公表時期、方法に基づき通知する。

※詳細は、「添付資料2 落札者決定基準」を参照のこと。

7 参加資格なしとされた場合の説明受付

第一次審査（資格審査）の結果、参加資格がないとされた者は、その理由について、書面により次のとおり説明を求められることができる。

- (1) 受付期間：平成29年10月23日（月）～平成29年10月30日（月）
（土・日・祝日を除く午前10時から午後3時まで）
- (2) 提出場所：説明要求の書面（様式自由）を「第5，2入札実施要項書等の問い合わせ先」まで持参すること。
- (3) 回 答：上記に対する回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から7日以内に、書面にて本会から参加者に通知する。

8 設計図書等の配布

第一次審査の通過者（以下「通過者」という。）に、設計図書等を配布する。

- (1) 配布期間：平成29年10月25日（水）～平成29年10月27日（金）
（土・日・祝日を除く午前10時から午後3時まで）
※来院時間事前調整のこと。
- (2) 配布場所：「第5，2入札実施要項書等の問い合わせ先」
- (3) 配布書類：以下の書類を配布する。

書類名	
基本設計図書	1式
契約書（案）	1式
地盤調査報告書	1式
敷地測量図	1式
地歴調査報告書	1式
アスベスト調査報告書	1式

9 現地確認会

通過者を対象に現地確認会を実施する。

なお、現地確認会の出席の有無は審査における評価対象とはしません。

- (1) 実施日程：平成29年10月30日（月）

※詳細な日時、場所については、10月23日（月）をめぐり、本会から各入札参加者へ通知する。

- (2) 参加人数：10名まで
- (3) 申し込み：平成29年10月18日（水）午後3時までに、現地確認会参加希望申請書（様式10）を参加表明書と同封のうえ「第5，2入札実施要項書等の問い合わせ先」に提出すること。
- (4) 注意事項：現地確認会当日は、質疑はできません。また、現地確認会は当日のみとします。

10 設計図書等（技術提案書作成・VE提案）に関する質問の受付及び回答の公表

- (1) 受付期間：平成29年10月25日（水）～平成29年11月2日（木）
- (2) 提出方法：「設計図書等に関する質問提出書（様式5-1、2）」に必要事項及び質問内容を記入の上、電子メールの添付ファイルとして「第5，2入札実施要項書等の問い合わせ先」に送信すること。ファイル形式は、MicrosoftExcel2010で対応可能なものとする。
- (3) 回答：質問及びそれに対する回答は、平成29年11月9日（木）（予定）に本院ホームページにて公表する予定である。
- (4) 留意事項：
 - ア 質問を行った通過者名は、公表しない。
 - イ 意見の表明と解されるものについては、回答しない。
 - ウ 質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる事項等、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある場合には、様式5-2 質疑回答の公表可否欄に希望を記載すること。本院が認めたものについては、個別に回答する。

11 VE提案書の提出

通過者は、VE提案書の提出を行うことができる。

- (1) 受付期間：平成29年11月10日（金）～平成29年12月5日（火）
（土・日・祝日を除く午前10時から午後3時まで）
※来院時間事前調整のこと。
- (2) 提出場所：「第5，2入札実施要項書等の問い合わせ先」
- (3) 提出方法：「VE提案提出書（様式11-1）VE提案書（11-2）」に必要事項及び質問内容を記入の上、持参又は郵送（期間内必着）にて提出する。
- (4) 留意事項
 - ア VE提案は、基本設計書及び要求水準書に示す機能を満たすとともに、変更により危惧される機能や品質の低下、工期の延長等を補完する対策を講じるものとする。

- イ VE提案の内容を説明するために、必要に応じ説明資料（A3横）を添付することができる。
- ウ 説明資料（A3横）については、各提案について原案とVE案が1枚以内でわかるような表現とすること。

12 VE提案書についての対話

本会がVE提案書の採否を検討するに当たり、通過者からのVE提案について、内容を確認するため、対話の実施期間を設ける。

- (1) 実施日時：平成29年12月12日（火）、13日（水）対話時間は2時間以内とする。
詳細日時については、平成29年11月28日（火）をめどにVE対話希望者に書面にて通知する
- (2) 申込方法：VE提案書についての対話の参加を希望する場合は、平成29年11月16日（木）～11月22日（水）の期間に「VE対話希望申請書（様式12-1）」を「第5，2入札実施要項書等の問い合わせ先」まで、持参又は郵送（期間内必着）にて提出する。
- (3) 実施方法：対話はVE提案に関する事項全般を対象とし、対面による質疑応答形式により実施する。
- (4) 対話の対象者：対話は通過者グループ単位で実施する。ただし、参加人数は1グループ10人までとする。
- (5) 留意事項：説明に必要な資料等は対話参加者各自で持参すること。
 - ア VE提案の内容説明については、パソコンでの説明を認める。なお、パソコンでの説明用プロジェクターは本院にて用意する。
 - イ VE提案書についての対話に参加する通過者は12月5日（火）までに「VE対話参加者名簿（様式12-2）」を「第5，2入札実施要項書等の問い合わせ先」へ持参、郵送（期限内必着）または、電子メール（電話にて受信を要確認）にて送付すること。
 - ウ VE対話の日時について、VE対話参加希望者は、様式12-1の日時の希望に、第一希望、第二希望までを記載し提出する。希望についてはなるべく優先するが、希望する日程とならない場合がある。

13 VE提案についての採否の回答

本会は通過者から提出されたVE提案について、採否を行い、その結果を各通過者へ回答する。通過者は、採用されたVE提案を取り入れ技術提案書及び見積書を作成する。

- (1) VE採否通知日程：平成29年12月20日（水）
- (2) 回答方法：VE提案書提出者に限り、郵送にて、書面で個別に回答する。

- (3) 留意事項：採否回答については、提案した提案に対し、各通過者に回答する。（他社のVE提案については公開しない。）

1 4 技術提案書の提出

本会は、通過者から、次により提案書類を受領する。なお、提案書類の作成方法については、「添付資料4 技術提案書作成要領」に従うこととする。

- (1) 受付日程：平成30年1月9日（火）～平成30年1月16日（火）
（土・日・祝日を除く午前10時から午後3時まで）
※来院時間事前調整のこと。
- (2) 提出場所：「技術提案提出書（様式8-1）」「技術提案書（様式8-2から8-8）」及び「その他添付資料（「添付資料4 技術提案書作成要領」参照）」を「第5、2入札実施要項書等の問い合わせ先」に提出すること
- (3) 提出方法：持参又は郵送（期間内必着）とし、「大阪府済生会富田林病院建設事業技術提案書類」と朱書きし提出すること。

1 5 入札書の提出

本会は、通過者から、次により入札書を受領する。

- (1) 受付日程：平成30年1月22日（月）プレゼン時に持参する。
- (2) 提出場所：「入札実施要項等に関する誓約書（様式6）」「入札書（様式7-1-1、-2）」、「項目別入札書（様式7-2）」、「工事項目明細書（様式7-3）」、「VE提案一覧表（様式7-4）」及び「内訳明細書（様式自由）」を血液浄化センター大会議室まで持参の上、事務局担当者へ提出する。
- (3) 留意事項：
- ア 厳封とし、「大阪府済生会富田林病院建設事業入札書」と朱書きし提出すること。
- イ 入札書に記載する入札額は、本事業の設計監理業務等、施工業務及び付帯する諸手続き費用にかかる総額及び内訳を提示すること。入札書に記載する入札額は課税業者であるにかかわらず、消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）を含まない金額を記載すること。また、入札額に対する内訳明細書を併せて提示すること。
- ウ 内訳明細書については、「入札書（様式7-1）」、「工事項目明細書（様式7-2）」の金額と整合が取れているものとする。項目、数量及び単価を明記し、出精値引きは行わないこと。

1 6 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 日程：平成30年1月22日（月）

(実施時間については、1月16日(火)をめぐり入札参加者にメールにて通知する。)

(2) 場所：大阪府済生会富田林病院血液浄化センター大会議室

(3) 留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリング(以下、プレゼンテーション等という。)実施要領を参照すること。

17 開札

(1) 日程：平成30年1月22日(月)

(2) 場所：大阪府済生会富田林病院血液浄化センター大会議室

(3) 開札：全入札参加者のプレゼンテーション等評価終了後、富田林市の職員立ち合いのもと開札をおこなう。

18 落札者の決定

提案書類等の技術評価及び、入札金額の価格評価を総合的に評価し、厳選なる審査結果をもとに落札者を決定し、「総合評価審査結果通知書」を入札参加者に書面にて通知する。審査方法等の詳細については、「第6審査及び落札者の決定に関する事項」、「添付資料2落札者決定基準」を参照すること。

19 入札手続きにおける留意事項

(1) 応募に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

(2) 参加資格確認を受けた入札参加者が本事業への提案を辞退する場合は、辞退届(様式9)を提案書等の提出先宛てに送付するものとする。

(3) 本一般競争入札に参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公平な審査を妨げる行為をした場合は参加資格を喪失する。

(4) 提案無効に関する事項

参加資格確認基準日から落札者の決定日までの期間に、次のいずれかに該当する提案は無効とする。ただし、本院が承認した場合はこの限りではない。

ア 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本入札実施要項書に適合しなかったとき。

イ 技術提案書の記載が、留意事項(各様式に記載)に適合しなかったとき。

ウ 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。

エ 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

オ 参加資格確認基準日以降提案書提出日までに代表企業または、構成員が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。

- カ 参加表明書に記載されたグループの代表企業以外の者が行った提案
 - キ 参加資格のない者の提案
 - ク 通過者またはその代理人が2つ以上の提案書を提出した提案
 - ケ 2人以上の者が同一の者の代理をした提案
 - コ 通過者が他の通過者の代理をした提案
 - サ 記名押印を欠いた提案
 - シ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な提案
 - ス その他提案に関する条件に違反した又は本院担当者の指示に従わなかった者の提案
 - セ 入札書記載金額の不明確なもの。
 - ソ 入札書記載金額を訂正したもの。
- (5) 入札保証金等
入札保証金の納付は免除する。

第6 審査及び落札者の決定に関する事項

1 落札者の決定方式

本会は、本事業の落札者として、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、病院の設計及び建設に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、本事業の落札者を総合評価落札方式により決定する。なお、落札者の決定方式の詳細については、「添付資料2 落札者決定基準」を参照すること。

2 審査主体

総合評価落札方式により落札者を決定するにあたり、本会の職員で構成する、済生会富田林病院建設事業の設計施工者選定に係る委員会（以下、「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。

審査委員会の委員は、以下のとおりである。

氏 名	所属・職名等
岡上 武	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会支部長
星合 昊	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会理事
宮崎 俊一	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会理事
山岡 伸行	大阪府済生会富田林病院副院長
今西 正昭	大阪府済生会富田林病院副院長

窪田 剛	大阪府済生会富田林病院副院長
荻野 信夫	大阪府済生会富田林病院副院長
那須 久美子	大阪府済生会富田林病院看護部長
辻 伊佐緒	大阪府済生会富田林病院事務局長
新田 博昭	大阪府済生会富田林病院事務局部長

3 落札者の決定の手順

(1) 審査手順

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 第一次審査（資格審査）

本会は、入札参加者からの参加表明書及び資格審査に必要な書類をもとに、参加資格要件の具備、業務を担当する協力企業の実績等について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

イ 第一次審査（実績審査）

本会は、入札参加者の実績について、入札実施要項書と併せて公表する「別添資料 2 落札者決定基準」に基づき審査する。入札参加者の参加状況により、実績審査の上位 5 社程度とする場合がある。

なお、実績審査は、総合評価点の一部とする。（落札者決定基準参照）

ウ 第二次審査（基礎審査）

本会は、各通過者から提出された技術提案書について、その内容が業務要求水準書に示す要求水準を満たしているかどうかを確認する。技術提案書の内容が要求水準を満たさない場合は失格とする。

エ 第二次審査（提案審査）

審査委員会は、各通過者から提出された技術提案書の内容について、入札実施要項書と併せて公表する落札者決定基準に基づき審査する。なお、審査の過程においてプレゼンテーション等を実施する。

(2) 落札者の決定

本会は、第一次審査（実績審査）及び第二次審査（提案審査）の結果と入札価格から総合評価点を算定し、総合評価点が最も高い提案を行った者を落札者として決定する。

ただし、①入札した価格（低入札価格調査基準価格以下）によっては調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある著しく不相当であると認められるとき、②契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い提案を行った者を落札者とする可能性がある。

(3) 選定結果の公表

本会は、落札者を決定した場合、その結果を本院ホームページ等により公表する。

4 落札者を選定しない場合の措置

設計施工者の募集及び落札者の選定において、最終的に、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

第7 契約に関する事項について

1 契約手続きに関する事項

(1) 契約の締結

本会は、落札者と契約に関する協議を行い契約を締結する。特に、提案内容及び入札価格の内訳（請負代金内訳書）について協議を行う。

契約については、本会理事会の承認を持って契約行為を実行するものとする。

2 設計施工者の権利義務に関する制限

(1) 設計施工者の契約上の地位

発注者の承諾がある場合を除き、設計施工者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

3 発注者と設計施工者の責任分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、設計施工者が担当する業務については、設計施工者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として設計施工者が負うものとする。ただし発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負うものとする。

(2) 責任分担

本会と設計施工者の責任分担は、「添付資料1 要求水準書」によることとする。

4 保険

設計施工者（設計施工者と請負又は委託契約を締結する協力企業を含む。）は、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

(1) 建設期間

建設工事に関して、次の保険を付保することとし、その保険期間は工事着工日から施設竣工日までとする。

- ア 建設工事保険
- イ 第三者賠償責任保険
- ウ 履行ボンド（役務的保証）

※保証金額は請負金額の10分の1以上とする。

5 支払い方法

請負代金は、設計業務完了後及び建設期間中の複数回にわたって支払う。以下の支払い条件を基本とするが、詳細な時期及び回数については、契約時の協議とする。

(1) 支払条件（消費税8%を含む）

実施設計完了時に実施設計費の100%

準備工事25%完了時に準備工事費の20%

準備工事50%完了時に準備工事費の20%

準備工事75%完了時に準備工事費の20%

準備工事完了時に準備工事費の40%

病院工事25%完了時に病院工事費の20%

病院工事50%完了時に病院工事費の20%

病院工事75%完了時に病院工事費の20%

病院竣工時に病院工事費の40%

解体外構完了時に解体外構工事費の100%

※但し、富田林市補助金に連動する。

第8 事業実施に関する事項

1 事業期間中の設計施工者と本会との関わり

- (1) 本事業は、設計施工者の責任において実施される。また、本会は本入札実施要項書等に示された方法により、事業実施状況のモニタリングを行う。
- (2) 原則として本会は設計施工者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務を担当する協力企業等と直接連絡調整を行う場合がある。
- (3) 契約の解釈について疑義が生じた場合には、本会と設計施工者は誠意を持って協議する。

2 事業の実施状況のモニタリング

(1) 本事業の実施状況のモニタリング

本会は事業実施にあたり、自らモニタリングを行うことができる。その場合の方法は、以下を予定している。

- ア 実施設計時

本会は、設計施工者によって行なわれた実施設計が、契約に規定した水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 工事施工時

本会及び本会が委託したCM会社は、定期的に工事施工の状況の確認を行う。また、本会及び本会が委託したCM会社が要請したときは、設計施工者は、工事施工の品質管理報告、施工計画の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の報告を行う。

ウ 工事完成時

設計施工者は、施工記録を用意して、現場で本院の確認を受ける。この際、本会は、施設の状態が契約に規定した水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、契約に規定した水準を満たしていない場合には、本会は補修又は改造を求めることができる。

(2) 費用の負担

本会による事業の実施状況のモニタリングのために設計施工者が行う協力、報告又は確認等に係る費用は、設計施工者の負担とする。

本会が実施するモニタリングに係る費用は、本会の負担とする。

3 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、本会と設計施工者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 設計施工者の責めに帰すべき事由により事業の継続に懸念が生じた場合や、継続が困難となった場合本会は、契約の定めに従い、設計施工者に対する注意・改善勧告、協力企業変更又は契約を解除することができるものとする。

(2) 本会の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

設計施工者は、契約の定めに従い、契約を解除することができるものとする。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力（天災地変、風水火災、戦争、内乱等）、その他本会又は設計施工者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本会及び設計施工者双方は、事業継続の可否について協議し、一定の期間内に協議が整わない時は、本会又は設計施工者は契約を解除することができる。

第9 その他に関する事項

1 参加資格の喪失

落札者の決定から契約の締結までに、代表企業または、共同企業体の構成員が、入札実施要項書において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、本会は、契約を締結しないことができる。

2 事業協議会の設置

本院及び設計施工者は、本事業の実施に関して協議を行うことを目的として、本院、設計施工者、その他本事業に関係するCM会社を含めた事業協議会を設置することを予定している。

3 情報公開及び情報提供

情報提供は、適宜、本院ホームページ等において行う。